

第 62 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（１）関係】

- 1 平成 27 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について 1

【議題（２）関係】

- 2 「情報公開条例」「個人情報保護条例」「情報公開・個人情報保護審査会条例」の
改正状況について 6
(参考資料) 情報公開条例 (別紙)
(参考資料) 個人情報保護条例 (別紙)
(参考資料) 情報公開・個人情報保護審査会条例 (別紙)

【議題（３）関係】

- 3 情報公開・個人情報保護審査会審査要領の改正について 1 5

【議題（４）関係】

- 4 「見守りカメラの設置」について 2 2

【議題（５）関係】

- 5 新住民情報オンラインシステムの二次切替について 2 9

【議題（６）関係】

- 6 諮問第 38 号にかかる審査について
オープンデータの推進における個人情報の取扱について
諮問書 3 0

平成 28 年 7 月 29 日

加古川市総務部総務課

平成 27 年度 情報公開制度の運用状況

公文書の開示

(1) 開示請求件数及び処理状況

(単位：件数)

請求件数	処 理 状 況				不服申立て 件 数
	開 示	部分開示	不 開 示	取下げ	
4 7	1 2	3 2	1	2	0

【参 考】過去 5 年間の開示請求に対する処理状況

年度	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	不服申立て
22	78	22	45	7	4	3
23	74	19	50	3	2	0
24	75	19	41	12	3	4
25	49	7	34	5	3	1
26	81	9	53	6	13	1

(2) 請求権者別請求状況

請 求 権 者 別 区 分	件数
市内に住所を有する者	2 7
市内の事務所又は事業所に勤務する者	0
市内の学校に在学する者	0
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	1 0
実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	1 0
合 計	4 7

(3) 実施機関別請求状況

区 分	件数	内 訳
市長	30	総務部2件、税務部1件、市民部5件、地域振興部3件、環境部9件、福祉部4件、建設部3件、都市計画部3件
教育委員会	10	
選挙管理委員会	0	
公平委員会	0	
監査委員	0	
農業委員会	0	
固定資産評価審査委員会	0	
上下水道事業管理者	3	
消防長	3	
議会	1	
合 計	47	

(4) 主な請求内容

	請求内容	件数	内 訳
1	教科用図書採択関係文書	7	学校教育課（教育指導部）7件
2	町内会連合会関係文書	4	市民生活あんしん課（市民部）4件
3	加古川駅北区画整理事業関係文書	3	市街地整備課（都市計画部）3件
	危険物施設関係文書	3	予防課（消防本部）3件

(5) 不開示情報の適用状況

区 分	件 数	区 分	件 数
個人情報	12	意思形成過程情報	0
法人情報	14	任意提供情報	1
法令秘情報	1	事務事業執行情報	14
犯罪捜査等情報	0	文書不存在	7

※ 複数の不開示理由となる公文書があるため、請求件数と一致しません。

平成 27 年度 個人情報保護制度の運用状況

1. 個人情報の目的以外の利用状況について

目的以外の利用件数（住民情報オンラインシステムを除く）

提供機関	利用機関	件数	提供機関	利用機関	件数
市長	市長	138	教育委員会	市長	6
	教育委員会	9	選挙管理委員会	市長	1
	選挙管理委員会	3	公平委員会	市長	1
	農業委員会	1	農業委員会	市長	5
	上下水道事業管理者	5		教育委員会	1
	消防長	10		上下水道事業管理者	1
			上下水道事業管理者	市長	6
			消防長	市長	2
			合 計		189

※ 利用機関が同一目的で個人情報の提供を受ける場合は、複数回行っても1件として計上しています。

住民情報オンラインシステムの結合状況

提供機関	利用機関	のべ結合画面	提供機関	利用機関	のべ結合画面
市長	市長	141	市長	上下水道事業管理者	9
	教育委員会	4	教育委員会	市長	1
	選挙管理委員会	2	合計		164
	農業委員会	7			

2. 個人情報の外部提供の状況

実施機関	件数	内 訳
市長	237	総務部8件、税務部69件、市民部58件、地域振興部2件、環境部3件、福祉部85件、こども部8件、建設部1件、都市計画部3件
教育委員会	3	
農業委員会	2	
上下水道事業管理者	44	
消防長	14	
合計	300	

※ 同一目的で同じ相手に提供した場合は1件として計上しており、本人に提供、又は本人の同意がある場合は、計上していません。

3. 保有個人情報の開示

(1) 開示請求件数及び処理状況

(単位：件数)

請求件数	処 理 状 況				不服申立て 件 数
	開 示	部分開示	不 開 示	取 下 げ	
3 9	1 4	2 5	0	0	0

【参 考】過去5年間の開示請求に対する処理状況

年度	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	不服申立て
22	34	22	10	2	0	0
23	21	11	7	1	2	1
24	17	9	8	0	0	0
25	33	13	18	2	0	0
26	44	15	26	1	2	0

(2) 実施機関別開示請求状況

区 分	件数	内 訳
市長	3 5	税務部2件、市民部24件、地域振興部1件、福祉部3件、こども部3件、都市計画部2件
教育委員会	1	
選挙管理委員会	0	
公平委員会	0	
監査委員	0	
農業委員会	1	
固定資産評価審査委員会	0	
上下水道事業管理者	0	
消防長	2	
議会	0	
合 計	3 9	

(3) 主な請求内容

	請求内容	件数	所 管 課
1	住民票等交付申請書	21	市民課（市民部）21 件
2	介護保険認定関係書	3	介護保険課（福祉部）3 件
3	救急搬送記録	2	中央消防署（消防本部）1 件、東消防署（消防本部）1 件

(4) 不開示情報の適用状況

区 分	件 数	区 分	件 数
第三者個人情報	23	意思形成過程情報	0
法人情報	15	任意提供情報	0
法令秘情報	0	事務事業執行情報	0
犯罪捜査等情報	0	文書不存在	3

※ 複数の不開示理由となる公文書があるため、請求件数と一致しません。

4. 保有個人情報の訂正請求の状況

平成27年度において、請求はありません。

5. 保有個人情報の利用停止請求の状況

平成27年度において、請求はありません。

**「情報公開条例」「個人情報保護条例」
「情報公開・個人情報保護審査会条例」の改正状況について**

1 改正の理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）の施行に伴い、所要の措置を講ずるため

2 改正の概要

（１）情報公開条例

- ・ 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続を適用除外
- ・ 改正行政不服審査法に合わせた用語の改正（審査請求への一元化）
- ・ 申請行為に対する不作為を審査請求対象に追加

（２）個人情報保護条例

- ・ 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続を適用除外
- ・ 改正行政不服審査法に合わせた用語の改正（審査請求への一元化）
- ・ 申請行為に対する不作為を審査請求対象に追加

（３）情報公開・個人情報保護審査会条例

- ・ 審査請求人等が提出した資料を、提出した審査請求人等以外の審査請求人等への送付の義務化
- ・ 改正行政不服審査法に合わせた用語の改正（審査請求への一元化）

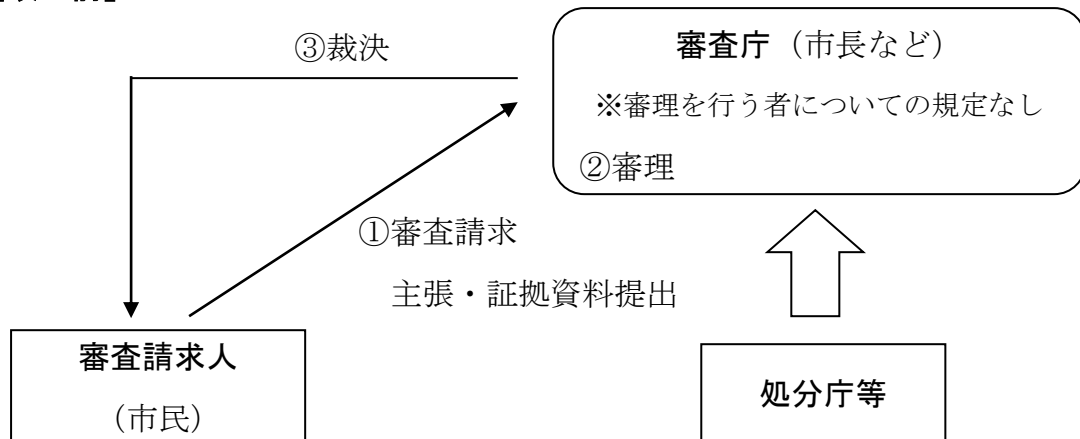
3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

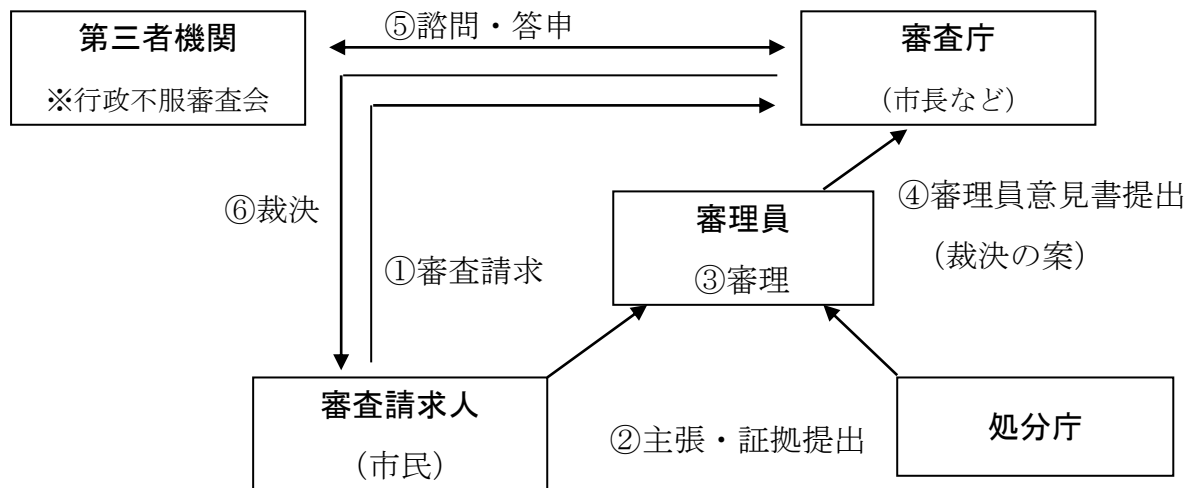
4 参考資料

別紙のとおり

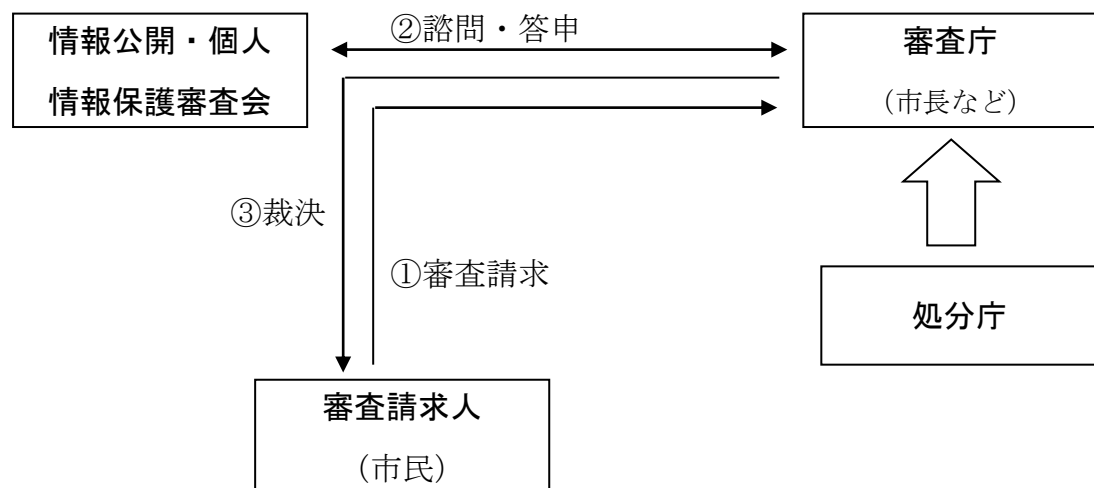
【改正前】



【改正後】



※開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求の場合



(不服申立てがあった場合の手続)

第16条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第 160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第4号）第1条に規定する加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に速やかに諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第18条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかに裁決又は決定を行わなければならない。
(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第15条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第4号）第1条に規定する加古川市情報公開・個人情報保護審査会に速やかに諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかに裁決を行わなければならない。
(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）
第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。
(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）
第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(収集の制限)

第 6 条 …………… (省 略)

2 実施機関は、個人情報 (特定個人情報を除く。以下この項及び次項、第 7 条並びに第 8 条第 1 項において同じ。) を収集するときは、本人から収集しなければなら
ない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) …………… (省 略)

}

(6) …………… (省 略)

3 …………… (省 略)

(不服申立てがあった場合の手続)

第 41 条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁
決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査
会に速やかに諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等 (開示請求に係る保有個人情報
の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 43 条において同じ。) を取
り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示すること
とするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているとき

(収集の制限)

第 6 条 …………… (省 略)

2 実施機関は、個人情報 (特定個人情報を除く。以下この項及び次項、次条並びに第 8 条第 1 項において同じ。) を収集するときは、本人から収集しなければなら
ない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) …………… (省 略)

}

(6) …………… (省 略)

3 …………… (省 略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 40 条の 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若し
くは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第 41 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは
利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対す
る裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に
速やかに諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を
開示することとする場合 (当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出さ
れている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を

を除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかに裁決又は決定を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第42条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第43条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

することとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかに裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第42条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この条及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第43条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例

(改 正 前)

(設置)

第1条 加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第16条第1項及び加古川市個人情報保護条例（平成10年条例第28号。以下「個人情報保護条例」という。）第41条第1項の規定により諮問された不服申立て等について調査審議するため、加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の不服申立てに係る調査権限）

- 第6条 ……………（省 略）
- 2 ……………（省 略）
- 3 ……………（省 略）

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第7条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

（新旧対照表）

(改 正 後)

(設置)

第1条 加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第16条第1項及び加古川市個人情報保護条例（平成10年条例第28号。以下「個人情報保護条例」という。）第41条第1項の規定により諮問された審査請求等について調査審議するため、加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の審査請求に係る調査権限）

- 第6条 ……………（省 略）
- 2 ……………（省 略）
- 3 ……………（省 略）

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報^{を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。}

(提出資料の閲覧)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報^{を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。}

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(罰則)

第14条 第4条第4項の規定に違反して秘密（不服申立てに係る調査審議により知ることができたものに限る。）を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(罰則)

第14条 第4条第4項の規定に違反して秘密（審査請求に係る調査審議により知ることができたものに限る。）を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

加古川市情報公開・個人情報保護審査会審査要領（案）

平成15年10 月14日

審 査 会 決 定

（趣旨）

第1条 この要領は、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成17年加古川市規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が行う審査請求に係る審査（以下「審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要領において使用する用語は、この要領に特段の定めのない限り、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年加古川市条例第4号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（審査の原則）

第3条 審査会は、審査を行う場合は、原則として、条例第6条第1項前段の規定に基づき提示された公文書又は保有個人情報を参照して行うものとする。

（弁明書）

第4条 情報公開条例第16条第1項又は個人情報保護条例第41条第1項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に定める弁明書の写しを添えてしなければならない。

（意見書）

第5条 審査会は、審査請求人及び参加人に対し、期限を示して、前条の弁明書に対する意見書の提出を求めるものとする。

2 前項の意見書が提出された場合は、審査会は、速やかに諮問実施機関（諮問実施機関が諮問に係る処分又は不作為に係る実施機関でない場合、当該処分又は不作為に係る実施機関。以下同じ。）に対し、その写しを送付する。

（意見陳述の聴取）

第6条 審査会は、条例第6条第4項の規定に基づき適当と認める者に陳述させるほか、審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申立てを受けた場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に、条例第7条第1項本文の規定に基づき、その機会を設けるものとする。

2 前項の規定による口頭意見陳述は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関を招集して行うものとする。

（口頭意見陳述の手続）

第7条 審査会は、申立人があらかじめ口頭意見陳述に際して特定の補佐人の付添いを申請した場合には、条例第7条第2項の規定に基づき、その補佐人の付添いを許可することができる。

2 前項の規定により許可を受けた補佐人及び代理人は、申立人による口頭意見陳述に際して意見を述べることができる。

3 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が当該審査請求に関係のない事項

にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

- 4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、当該審査請求に係る事項に関し、諮問実施機関に対して、質問を発することができる。

(補充書面)

第8条 審査会は、審査請求の審査における争点を確定するため必要と認めるときは、諮問実施機関に対して釈明を求め、その際、期限を定めて、補充説明書の提出を求めることができる。

- 2 前項の補充説明書が提出されたときは、審査会は、直ちに審査請求人及び参加人に対し、その写しを送付する。

3 審査会は、第1項の補充説明書の提出があった場合その他必要と認める場合には、審査請求人及び参加人に対し、期限を示して、補充意見書の提出を求めることができる。

- 4 第5条第2項の規定は、前項の補充意見書が提出された場合について準用する。

(争点についての判断)

第9条 審査会は、答申においては、当該審査請求の審査上有意義と認められる争点について判断するものとする。

(公文書等の保全)

第10条 審査会は、諮問実施機関が審査請求の審査に重要な意義を持つ公文書その他の資料(以下この条において「公文書等」という。)を保有している場合には、当該諮問実施機関に対し、その公文書等を当該審査請求の審査が終了するまで保全するよう求めることができる。

(議事録)

第11条 審査会の議事録は、議事の日程、項目その他議事の概要を記した要点筆記とする。

- 2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、審査会の審査に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (一部改正 平成17年6月27日審査会決定)

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (一部改正 平成 年 月 日審査会決定)

この要領は、決定の日から施行する。

	加古川市情報公開・個人情報保護 (現 行) (趣旨) 第 1 条 この要領は、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成17年加古川市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が行う<u>不服申立てに係る審査</u>（以下「審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (理由説明書) 第 4 条 審査会は、審査を行うときは、あらかじめ、実施機関に対し、期限を定めて、<u>当該不服申立てに係る情報公開条例第10条又は個人情報保護条例第21条、第30条若しくは第38条の決定を行ったことについての理由説明書の提出を求め</u>るものとする。 2 前項の理由説明書が提出されたときは、審査会は、<u>直ちに不服申立人に対し、その写しを送付する。</u> (意見書) 第 5 条 審査会は、<u>前条第 1 項の理由説明書の提出があった場合は、不服申立人に対し、期限を示して、前条の理由説明書に対する意見書の提出を求め</u>るものとする。 2 前項の意見書が提出された場合は、審査会は、速やかに<u>実施機関</u>に対し、その写しを送付する。 (意見陳述の聴取) 第 6 条 審査会は、条例第 6 条第 4 項の規定に基づき適当と認める者に陳述させるほか、<u>不服申立人から口頭意見陳述の申立てを受けた場合には、条例第 7 条第 1 項本文の規定に基づき、その機会を設けるものとする。</u>	審査会審査要領（新旧対照表）	(改 正 案)	(趣旨)
--	---	-----------------------	------------------	-------------

第 1 条 この要領は、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成17年加古川市規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が行う審査請求に係る審査（以下「審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(弁明書)

第 4 条 情報公開条例第16条第 1 項又は個人情報保護条例第41条第 1 項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第29条第 2 項に定める弁明書の写しを添えてしなければならない。

(意見書)

第 5 条 審査会は、審査請求人及び参加人に対し、期限を示して、前条の弁明書に対する意見書の提出を求めるものとする。

2 前項の意見書が提出された場合は、審査会は、速やかに諮問実施機関（諮問実施機関が諮問に係る処分又は不作為に係る実施機関でない場合、当該処分又は不作為に係る実施機関。以下同じ。）に対し、その写しを送付する。

(意見陳述の聴取)

第 6 条 審査会は、条例第 6 条第 4 項の規定に基づき適当と認める者に陳述させるほか、審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申立てを受けた場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に、条例第 7 条第 1 項本文の規定に基づき、その機会を設けるものとする。

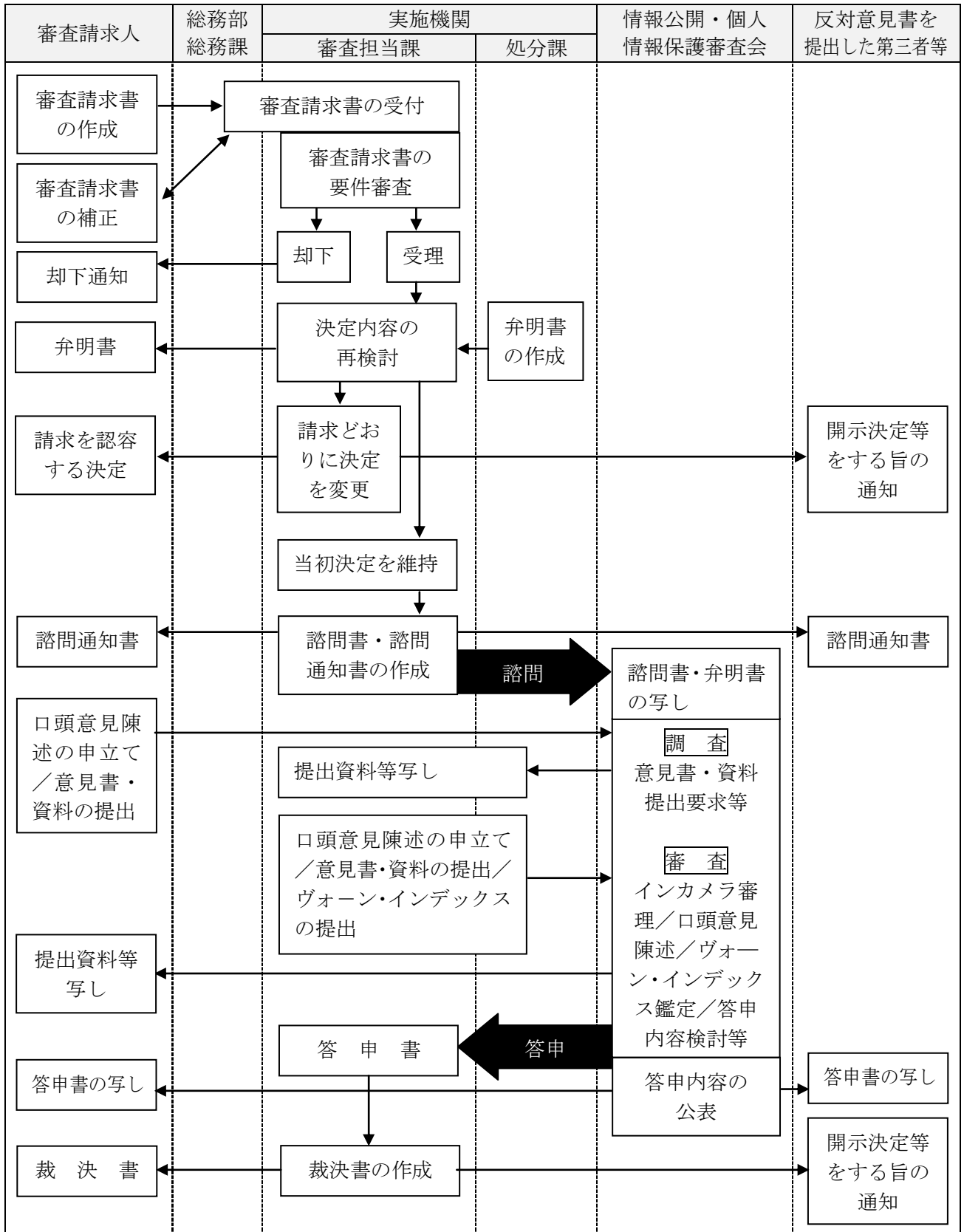
2 前項の規定による口頭意見陳述は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、

参加人及び諮問実施機関を招集して行うものとする。 (口頭意見陳述の手続) 第7条 審査会は、<u>不服申立人</u>があらかじめ口頭意見陳述に際して特定の補佐人の付添いを申請した場合には、条例第7条第2項の規定に基づき、その補佐人の付添いを許可することができる。 2 前項の規定により許可を受けた補佐人及び代理人は、<u>不服申立人</u>による口頭意見陳述に際して意見を述べることができる。 3 <u>不服申立人</u>による口頭意見陳述の期日、陳述時間等については、<u>審査会が不服申立人の意見を聴いて、これを定める。</u> (補充書面) 第8条 審査会は、<u>不服申立て</u>の審査における争点を確定するため必要と認めるときは、<u>実施機関</u>に対して釈明を求め、その際、期限を定めて、補充説明書の提出を求めることができる。 2 第4条第2項の規定は、前項の補充説明書が提出された場合について準用する。 3 審査会は、第1項の補充説明書の提出があつた場合その他必要と認める場合には、<u>不服申立人</u>に対し、期限を示して、補充意見書の提出を求めることができる。 4 (省 略) (争点についての判断) 第9条 審査会は、答申においては、当該<u>不服申立て</u>の審査上有意義と認められる争点について判断するものとする。 (公文書等の保全) 第10条 審査会は、<u>実施機関が不服申立て</u>の審査に重要な意義を持つ公文書その他の資料（以下この条において「公文書等」という。）を保有している場合には、当該<u>実施機関</u>に対し、その公文書等を当該<u>不服申立て</u>の審査が終了するまで保全するよ	参加人及び諮問実施機関を招集して行うものとする。 (口頭意見陳述の手続) 第7条 審査会は、<u>申立人</u>があらかじめ口頭意見陳述に際して特定の補佐人の付添いを申請した場合には、条例第7条第2項の規定に基づき、その補佐人の付添いを許可することができる。 2 前項の規定により許可を受けた補佐人及び代理人は、<u>申立人</u>による口頭意見陳述に際して意見を述べることができる。 3 <u>口頭意見陳述</u>において、審査会は、申立人のする陳述が当該審査請求に係る事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。 4 <u>口頭意見陳述</u>に際し、申立人は、審査会の許可を得て、当該審査請求に係る事項に関し、<u>諮問実施機関</u>に対して、<u>質問</u>を発することができる。 (補充書面) 第8条 審査会は、<u>審査請求</u>の審査における争点を確定するため必要と認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対して釈明を求め、その際、期限を定めて、補充説明書の提出を求めることができる。 2 前項の補充説明書が提出されたときは、審査会は、<u>直ちに審査請求人及び参加人</u>に対し、<u>その写しを送付する。</u> 3 審査会は、第1項の補充説明書の提出があつた場合その他必要と認める場合には、<u>審査請求人及び参加人</u>に対し、期限を示して、補充意見書の提出を求めることができる。 4 (省 略) (争点についての判断) 第9条 審査会は、答申においては、当該<u>審査請求</u>の審査上有意義と認められる争点について判断するものとする。 (公文書等の保全) 第10条 審査会は、<u>諮問実施機関が審査請求</u>の審査に重要な意義を持つ公文書その他の資料（以下この条において「公文書等」という。）を保有している場合には、当該<u>諮問実施機関</u>に対し、その公文書等を当該<u>審査請求</u>の審査が終了するまで保全す
---	--

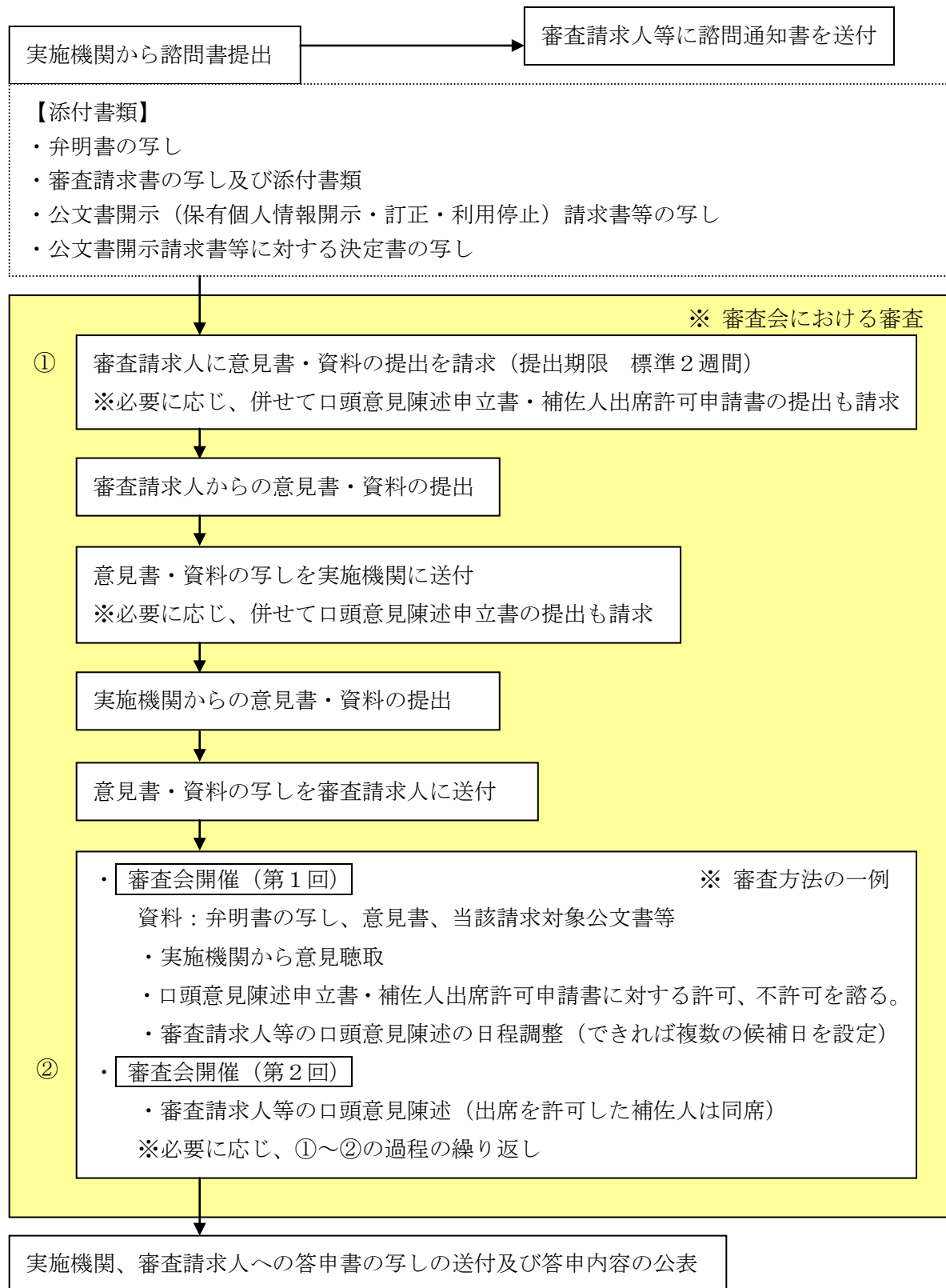
う求めることができる。

るよう求めることができる。

審査請求の事務の流れ



審査請求に係る審査（諮問から答申まで）の標準的な流れ



「見守りカメラの設置」について

本市では、町内会等の地域団体による防犯カメラの設置を促進し、地域の安全安心まちづくり活動を防犯設備面から支援することを目的に、地域見守り防犯カメラ設置補助事業を実施してきました。

また、本年度は従来の補助制度に加え、新たに専用ポールを設置する場合はこれまでの補助に上乗せすることを予定しています。

今回、新たに学校と地域などが連携して行う通学路の見守り活動を補完し、登下校時における子どもの安全確保の強化を図るため、市が通学路や学校周辺等を中心に見守りカメラを設置し、市が維持管理を行うことで、地域における街頭犯罪等を未然に防止し、犯罪のない安全・安心のまちづくりを進めていくこととしています。

用途・設置場所等につきましては、以下のとおりです。

■背景

近年、子どもが巻き込まれる痛ましい事件が全国で多発していることや市内においても不審者の出没、女性や高齢者を狙ったひったくり事件が発生していることなど、市民の皆様の安全・安心を脅かす事象が多く発生しています。

■用途

- 犯罪等の抑止
- 犯罪等の早期解決
- ※ 上記以外の用途では、見守りカメラにより撮影された画像を利用及び提供しません。

■設置場所（市が設置するエリア）

- 通学路、学校周辺等
- ※ 警察をはじめ、地域の諸団体の方々の協力を得ながら設置場所を決定します。

■設置台数

- 1校区50台程度、市域全体で1,400台（上限）
- ※ 小学校区の人口や広さなど地域状況を勘案して校区内の設置台数を決定します。

■設置スケジュール

- 平成28年度 見守りカメラの設置場所を検討します。
 - 4月～5月 方針の説明
 - 6月～7月 オープンミーティングの実施、設置意向の確認
 - 8月～ 設置場所の検討・決定
- 平成29年度以降 見守りカメラを設置し、運用します。
 - 4月～ 見守りカメラの設置・運用開始

■特記事項

見守りカメラの設置だけでは、従来から目指している安全・安心のまちづくりは実現できません。これまでと同様に、地域の皆様が取り組んでいる防犯パトロール活動などと合わせて見守りカメラを設置することで、さらなる犯罪抑止につなげます。

市長と語る「オープンミーティング」

～ICT（情報通信技術）を活用した安全・安心のまちづくり～

平成28年7月

加古川市

事務局：企画部政策企画課

現状の分析・対策の方向性

- 主な街頭犯罪等の認知状況（平成27年12月末）
 - － 街頭犯罪・侵入犯罪認知件数 2,067件（人口1万人あたりの件数 76件）
うち、路上強盗 1件、ひったくり件数 16件、自転車盗 741件など
 - － 自転車事故件数 567件
 - － 加古川市内での不審者変質者等の事案把握件数 161件

地域の皆さんによる

- ・ 地域防犯パトロール
- ・ 一戸一灯防犯運動の実施
- ・ 登下校時の見守り活動
- ・ 町内会等による防犯カメラの設置 など

地域

- ・ 防犯交通パトロール
- ・ 不審者情報マップ（H26～）など

市

新たに市が通学路に

- ・ 「見守りカメラ」設置検討
- ・ 「見守りサービス」導入支援

事業の目的

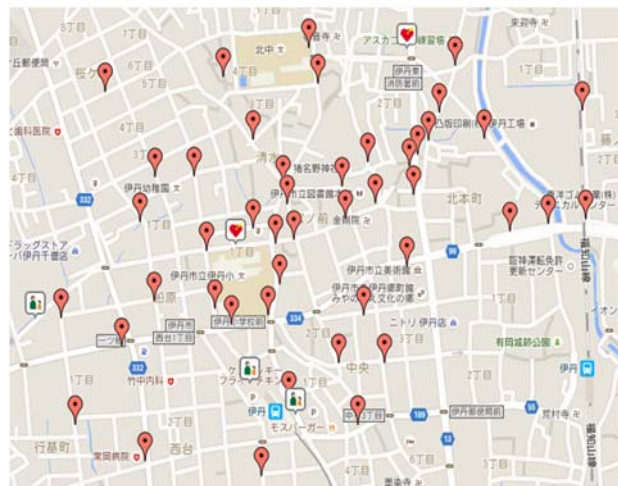
- 「加古川市に住んで良かった」と思うことができる安全・安心のまちづくりを進める。
 - (1) 犯罪の抑止
「見守りカメラ」の設置を明示することによって、犯罪への抑止力が働きます。
 - (2) 事件・事故（交通事故含む）の早期解決
「見守りカメラ」の画像を活用して、警察による事件・事故の早期解決に協力します。
 - (3) 子ども等の居場所確認による安全確保
「見守りサービス」を導入することにより、子どもや認知症のため行方不明となるおそれのある方の居場所確認に活用します。

「見守りカメラ」 他市の事例

「見守りカメラ」の設置例



「見守りカメラ」の設置場所



出典：伊丹市ホームページ

「見守りカメラ」 設置場所

- 小学校の通学路を中心に「見守りカメラ」を設置します。

(1) 設置する場所

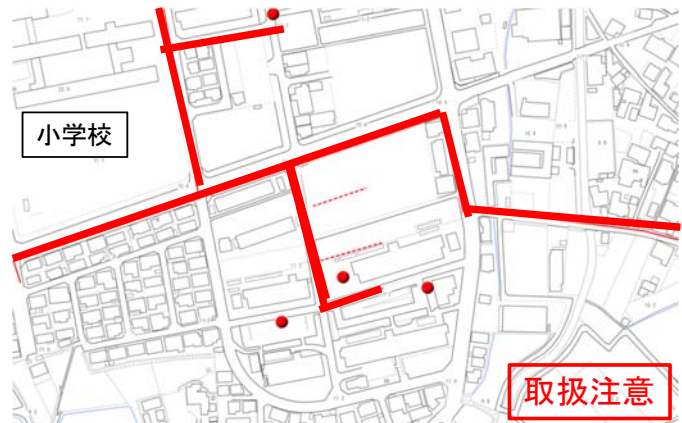
- ・ 小学校の通学路、学校周辺など

(2) 撮影する場所

- ・ 不特定多数の人が利用する場所等



参考：撮影画像のイメージ



参考：小学校区の通学路
(既設の地域見守り防犯カメラ)

「見守りカメラ」 設置規模

- 伊丹市では、小学校の通学路を中心に850台（1小学校区50台×17校区）を設置しています。
- これまでの市の取り組み（参考）
加古川市地域見守り防犯カメラ設置補助事業（平成25年度～）
 - ・ 平成25年度 54箇所
 - ・ 平成26年度 56箇所
 - ・ 平成27年度 40箇所
- 加古川市では、他市の設置事例を参考にしながら、通学路の安全確保を実現するうえで効果的かつ効率的な設置台数を検討します。

「見守りカメラ」 運用・管理（他市先行事例）

- 秘密の保持
 - ・ 画像から知り得た情報をみだりに外に漏らし、または不当な目的のために使用しません。
 - ・ 画像を取り扱う職員が異動や退職でその職から離れた後も同様とします。
- 撮影された画像の取り扱い
 - ・ 1週間程度カメラに保存し、上書きにより以前の画像は自動的に消去します。
 - ・ カメラに保存された画像は、必要な時のみ特定のパソコンにダウンロード（一時保存）します。
 - ・ ダウンロードした画像は、警察による捜査等、特定の目的のみに使用し、使用後は確実に破棄（削除）します。
 - ・ カメラが盗まれても、家庭用の再生装置やパソコンでは画像を見ることができません。

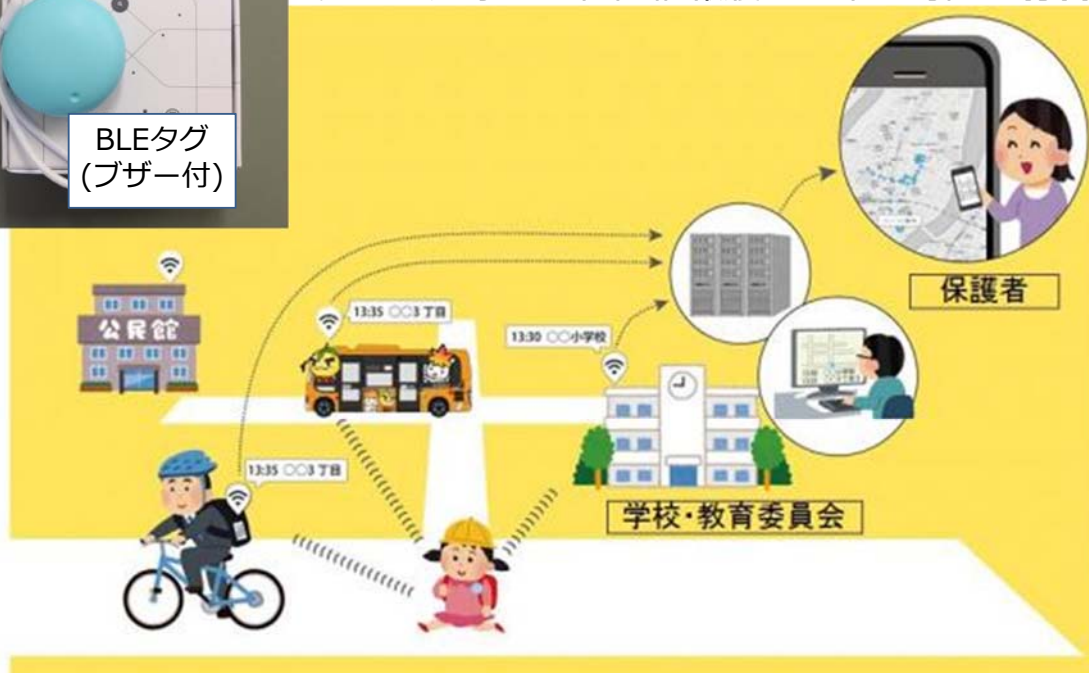
「見守りカメラ」 今後の予定

- 今後、市と警察で設置場所（案）を作成し、町内会連合会・PTA等に提示
- 今年度
 - ・ 市長と語る「オープンミーティング」の開催
 - ・ 市民（市民アンケート含む）の賛同が得られた場合、市と警察で設置場所（案）を作成
 - ・ 設置場所（案）を町内会連合会・PTA等に提示
 - ・ 設置場所（案）を修正
 - ・ 設置場所を決定し、次年度に向けて予算措置
- 来年度以降
 - ・ 「見守りカメラ」の設置

「見守りサービス」 他市の事例



保護者は、パソコン若しくはスマートフォンから見守り対象者の位置情報履歴を確認可能【有料】



出典：箕面市ホームページ

「見守りサービス」 特徴（仕組み）

● 特徴

- (1) 小型の無線通信装置（見守りタグ）を持つ見守り対象者の位置情報履歴を確認できます。
- (2) 学校登下校の通知サービスだけでなく、街中での位置情報履歴を確認できます。

● 仕組み

- (1) 小型の無線通信装置（見守りタグ）の位置情報を、学校や公共施設をはじめ市内各所に設置する受信機や市の公用車に搭載する受信機で検知します。
- (2) 小型の無線通信装置（見守りタグ）の位置情報を、見守りアプリをダウンロードしたスマートフォンで検知します。

● 対象者

- (1) 子ども
- (2) 認知症のため行方不明となるおそれのある方

「見守りサービス」 スマートフォン画面



2016 05/19

19:57 渋谷区代官山町17

19:52 渋谷区猿楽町28

19:47 渋谷区鉢山町14

19:42 渋谷区鉢山町12

「見守りサービス」 今後の予定

- 今後、町内会連合会・P T A等の皆さんと意見交換のうえ、導入可能な地域から順次実施
- 今年度
 - ・ 市長と語る「オープンミーティング」の開催
 - ・ 町内会連合会・P T A等との意見交換
 - ・ 導入可能な地域から「見守りサービス」を順次実施
- 来年度以降
 - ・ 市内全域で「見守りサービス」を実施

新住民情報オンラインシステムの二次切替について

担当課: 情報政策課

1. 概要

現在、ホストコンピュータを中心に運営している住民情報システムについて、オープン系のパッケージシステムを基本としたシステムへ切り替えます。新システムへの切替は大きく2回に分けて行うこととし、一次切替を平成27年11月に、二次切替を平成28年8月に行います。

2. 二次切替の主な内容

平成28年8月実施の二次切替では、国民健康保険システム、税務システム、福祉システム等のシステムが稼働します。

二次切替により変更となるシステムについては、オンライン画面のレイアウトは変更されますが、業務・課の変更はありません。

なお、二次切替以降は、ホストは撤去されすべてパッケージシステムに移行されます。

3. 切替スケジュール

	年度	平成27年度					平成28年度									
	年	平成27年		平成28年												
	月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
マイルストーン		◆ 一次稼働									◆ 二次稼働					
一次稼働		本番稼働										本番稼働				
二次稼働		設計・開発・テスト														

※ 各稼働時期における対象業務は以下のとおりです。

一次稼働 : 住民基本台帳、印鑑登録、国民年金、学齢簿

※平成27年11月24日に本番稼働済み

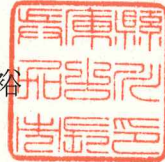
二次稼働 : 就学援助、児童扶養手当、児童クラブ、医療助成、障害福祉、自立支援、児童相談、児童手当、
予防接種、母子保健、健康管理、高齢者予防接種、高齢者福祉、民生委員、戦没者遺族、
生活保護、幼稚園、保育園、住宅資金貸付償還金、老人居室資金貸付償還金、市営住宅、
国民健康保険、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、収納、滞納整理、選挙管理、宛名管理、
固定資産税・都市計画税、し尿処理手数料

※就学援助は平成28年4月、児童扶養手当は平成28年6月に本番稼働済み

諮 問 第 3 8 号
平成28年7月19日

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 吉川 直人 様

加古川市長 岡 田 康 裕



個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

標記のことについて審査会の意見をお聴きしたいので、諮問します。

記

1 対象

オープンデータの推進に関する個人情報の取扱いについて

2 個人情報の取扱い及び参考資料

別紙のとおり

オープンデータの推進に関する個人情報の取扱いについて

1 個人情報の統計加工について

(1) 統計加工の考え方

加古川市が収集した個人情報を統計加工することは、当該個人情報を取扱う事務に付随する事務にとらえ、収集の目的の範囲内に含まれるものとして取り扱います。

(2) 統計加工の取扱い

個人情報の統計加工を行う際の集計項目は、住所、年齢、各種金額等のうち、1項目または2項目を予定しています。

集計を行う単位は、個人が特定されない範囲において設定することとします。

集計項目に住所を含む場合は大字単位で集計し、年齢を含む場合は1歳階級で集計することを基本とします。

集計した結果、該当する数値が少ない場合は、住所の集計単位は町別、年齢の集計単位は10歳階級に変更するなど集計単位を拡大する、または該当する数値を「X」に置き換える措置を行います。

【児童手当支給事務の例】

(例1) 大字別児童手当受給者数

大字名,人数
篠原町,100
寺家町,80
本町,150
・
・

(例2) 町別年齢1歳階級別児童手当受給者数

町名,0歳,1歳,2歳,...
加古川町,100,120,130,...
神野町,30,35,38,...
野口町,80,85,90,...
・
・

※該当する数値が少ないため、町別で集計

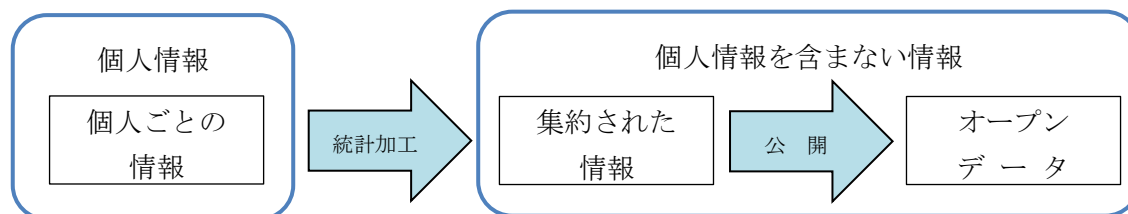
(例3) 大字別支給区分別児童手当受給者数

大字名,0~3歳,3歳~小学校終了前(第1子、2子),3歳~小学校終了前(第3子以降),中学生
篠原町,10,50,10,30
寺家町,X,45,X,25
本町,15,70,12,53
・
・

※極端に少ない数値があるため、当該数値を「X」に置き換え公開する

2 統計加工したデータについて

統計加工したデータは、個人情報を含まないため「加古川市個人情報保護条例」の適用対象外と考えます。



オープンデータの推進について

1 加古川市が目指す公共データの活用

市民誰もが市政情報を共有できるよう公共データの積極的な発信や公開を進め、対話により市民ニーズを把握するとともに、様々な分野における市民参画を推進し、市民と行政の協働によるまちづくりを目指します。

2 オープンデータの推進

市政情報の発信、公開手段の1つとして、「オープンデータ」の取組を推進します。

3 オープンデータの定義

オープンデータとは、政府や自治体、一般企業などが保有するデータが、国民や企業などに利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用（データの複製、加工、転載等により利用すること）可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータを指します。

4 加古川市の取組

オープンデータの推進に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を示した「加古川市オープンデータの推進に関するガイドライン」を策定しました（参考資料2参照）。

5 当面の取組

加古川市が保有するデータのうち、以下のデータから公開に着手します。

- ①市が保有する個人情報を経済加工したもの
- ②地理情報、事務事業評価シート、広報かがわ

加古川市オープンデータの推進に関するガイドライン

平成 28 年 6 月 13 日
市 長 決 定

本ガイドラインは、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」及び「世界最先端 I T 国家創造宣言」等を踏まえ、公共データの活用を促進することにより、市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示すものである。

1 オープンデータを推進する意義

(1) 行政の透明性・信頼性の向上

公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、市民が自ら又は民間のサービスを通じて、本市の施策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になり、行政の透明性や信頼性を高めることができる。

(2) 市民参加及び協働の推進

公共データの活用が進展し、市民や企業等と情報共有が図られることにより、本市における地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けて、市民や企業等から提案を得ることが期待でき、オープンデータを活用した様々なサービスを通じて市民が行政に関心を持ち、さらなる参加・協働につながる。

(3) 地域経済の活性化

公共データを二次利用可能な形で提供することにより、市場における編集、加工、分析等の各段階を通じて、新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、地域経済の活性化が図られる。

2 推進のための基本原則

- (1) 本市自ら積極的に公共データを公開する。ただし、個人情報や機密情報、データ化に過剰な負担を伴うものは除く。
- (2) 可能な限り機械判読可能な形式で公開する。
- (3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進する。
- (4) 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、実績を蓄積する。

3 オープンデータ公開の基本的なルール

(1) 二次利用を可能とする利用ルールの設定

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めることとする。二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、「CC ライセンス※1」を活用し、その中でも可能な限り「CC BY※2」による公開を検討する。

(2) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しない

データ形式（CSV※3等）での公開とする。ただし、PDF※4形式等機械判読が難しいデータ形式であっても公開可能である場合は、積極的に公開し、順次、機械判読が容易な形式で公開できるよう努める。

（3）第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い

本市が保有するデータの中には、外部に委託した業務の成果物や、市民・事業者等から提供された情報もあるため、第三者が著作権その他の権利を有している情報については、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。

また、委託・請負契約の締結に当たっては、契約の成果物をオープンデータとして公開することを考慮し、二次利用しやすいデータ形式での納品を検討するとともに、著作権等の取扱いについて、受託業者との間で問題が発生することのないよう、必要な事項を契約条項等に記載する。

（4）二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示

本市はオープンデータを公開する上で、情報の時点、作成日、内容等、二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。

また、二次利用に当たっての注意事項や、オープンデータを利用したことにより損害を生じた場合等、本市はその責を負わない旨を記載した利用規約についても掲示する。

《参考》

※1 CCライセンス（クリエイティブ・コモンズ・ライセンス）

国際的に利用されている著作権に関するライセンスのひとつ。このライセンスを利用することにより著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で利用することができる。

※2 CC BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのひとつ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）を表示すれば、改変や営利目的での二次利用も許可されるもの。

※3 CSV

Comma-Separated Values の略。項目をカンマ（“,”）で区切って列挙したテキストデータ。

※4 PDF

Portable Document Format の略。特定の環境に依存せずに、文書を表示できるファイル形式。